

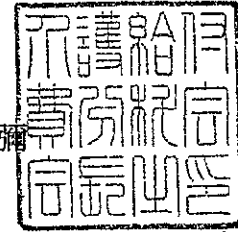


分介発第 0126001 号
平成18年1月26日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌



指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（仮称）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）の制定並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成18年1月26日厚生労働省発老第 0126001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。

なお、下記の事項については、当分科会におけるこれまでの審議も踏まえ、

今回の介護報酬・基準等の見直し後、さらに検討を進め、適切な対応を行うものとする。

記

1. 介護保険法の一部改正に伴い、新たに導入された「介護予防サービス」や「地域密着型サービス」、今回の介護報酬改定において基本的な見直しが行われた「居宅介護支援及び介護予防支援」、さらに「療養通所介護」等の新たな取り組みをはじめ、今回の改定後のサービスの利用実態等について、この度の改定の「基本的な視点」も踏まえ、今後、調査・分析を適切に行うこと。
2. 介護給付の訪問介護については、報酬体系の機能別再編に向けて、訪問介護の行為内容の調査研究を行うこと。
3. 特定施設等の居住系サービスや介護保険施設の報酬体系・水準については、支給限度額とのバランスや介護保険施設の将来像も踏まえ、今後、その在り方について検討を進めること。
4. 福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること。